

70～74歳の一部負担金の軽減特例措置の期間が延長されます

70～74歳の組合員・被扶養者の一部負担金については、平成20年4月から1割負担から2割負担に見直すこととされておりましたが、平成20年度から軽減特例措置により毎年度特例期間が延長されており、平成25年3月31日までは1割の負担に据え置かれることとなっております。

このたび、この軽減特例措置の期間が延長されることとなり、平成26年3月31日までは今までと同じ1割に据え置かれることとなりましたのでお知らせします。

※ 現在、一部負担金の負担割合が3割の方（現役並み所得者）は、負担割合の変更はありません。